

公 示 送 達 書

神川町告示第64号

文書番号

第59号

令和8年5月15日

下記書類が本人の住所（居所）が不明のため送達できなかったため、地方税法第20条の2第1項の規定に基づき公示送達します。

なお、当該書類は、神川町役場 税務課 で保管しておりますので、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

埼玉県児玉郡神川町長 櫻 澤 晃



送達を受けるべき者の氏名	住（居）所	別紙のとおり
	氏名 又は 名称	別紙のとおり
送達する書類名	・令和7年度町税等督促状（期別は別紙のとおり）	
注意事項	上記の書類を受領しないときは、地方税法20条の2第3項の規定により下記の日書類の送達があったものとみなされます。 令和8年5月22日	

